

職業紹介紹介手数料の返金

令和 2 年 1 月 10 日

(紹介手数料の返金)

1. 乙は、採用者が甲を退職した場合、下記基準に従い紹介手数料を返金するものとする。
 - 1.1. 入社日から退職日迄の期間
 - 1.1.1. 3 か月以内 : 紹介手数料の 50%を返金
 - 1.2. 返金を適用しない退職事由
 - 1.2.1. 採用者の死亡、傷病による退職
 - 1.2.2. 甲に起因する事由による退職（解雇、勧奨退職等退職の形態を問わない）
 - 1.2.3. 採用者が甲において派遣就業（第 13 条に定める紹介予定派遣含む）し、派遣就業終了後直ちに甲に採用された者である場合
2. 甲は、前項に基づき紹介手数料の返金を請求する場合、採用者の退職日、退職事由を書面により乙に通知するものとする。
3. 乙は、前項に基づき甲から通知を受けた場合、退職事由に疑義のない限り、本条第 1 項第 1 号の定めに基づき算出される返金額に消費税及び地方消費税相当額を加算し、振込手数料負担の上、当該通知を受領した月の翌月末日迄に甲の指定する銀行口座に現金振込にて返金するものとする。

所在地 東京都港区赤坂 8 丁目 12 番 16 号

会社名 株式会社ココエ

代表者名 代表取締役 近藤 恵子